

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○国土交通省の策定した「建設業法遵守ガイドライン」及び「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」に基づいた適正な取引を実行するとともに、協力会社等に対して、適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。国土交通省が策定した「建設業法遵守ガイドライン」に基づく、適正な手順を改めて徹底し、元請・下請間の対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現を図ります。取引価格の決定を含め契約に当たっては、建設業法をはじめとする関連法令に従い、発注内容が曖昧な契約とならないよう、業者間で十分な協議を行った上で、契約条件の書面等による明示・交付を行い、工事着工前の下請契約の締結を徹底します。

② 手形などの支払条件

下請代金は全て現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

島村工業は、企業理念としてライフサイクルサポートを掲げ、地域のベストパートナーとして、地域社会に支持される地域一番企業を目指します。お客様からの信用・信頼に基づく顧客満足度の向上及び適正な利益を確保し、顧客との信頼、社員一人一人の成長、社員同士の尊重などより良い職場環境づくりをめざし、働き方改革にも取り組むことにより従業員満足度の向上を図ります。

令和5年1月16日

株式会社 島村工業

代表取締役 島村 健

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。